



広報

# 金武

No.446

平成18年(2006年)

5月号

## 人口のうごき

総人口	10,797人 (-79)
男	5,303人 (-35)
女	5,494人 (-44)
世帯数	4,413戸

(各区分人口)平成18年3月末日現在  
 金武4,668人 (-43) 転入 57人  
 並里2,660人 (-1) 転出134人  
 中川 940人 (-6) 出生 8人  
 伊芸 915人 (-15) 死亡 10人  
 屋嘉1,614人 (-14) 結婚 5件  
 離婚 4件  
 ( )内は増減を表す



▲金武小学校新1年生のみなさん

# 新入学おめでとう

—町内小・中学校で入学式—

(関連記事 2 ページ)

保健福祉課に配属になりました伊藝卓也です。地元金武町で働けることを誇りに思い、誠意を持って一生懸命頑張っていくしますので、宜しくお願いいたします。



保健福祉課  
伊 藝 卓 也

四月一日付で総務課に配属になりました安次富逸子です。ふれあいを大事にし、地域の皆様の役に立てるよう努めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



総務課  
安次富 逸 子

四月一日より司書として金武町立図書館に配属になりました仲田留理子です。図書館利用者が満足できるように頑張りたいと思っております。どうぞ宜しくお願いいたします。



社会教育課(司書)  
仲 田 留理子

生活環境課に配属になりました仲田博と申します。地域の住民サービスの向上に尽くしてまいりますので、宜しくお願いいたします。



生活環境課  
仲 田 博

保健福祉課に配属になりました知花優子と申します。地域包括支援センター担当の保健師です。地域包括センターは高齢者の皆様の総合相談窓口として設置されていますので、お気軽にご相談下さい。どうぞ宜しくお願いいたします。



保健福祉課(保健師)  
知 花 優 子

四月から保育士として採用になり、日々子ども達と楽しく過ごしています。子ども達のようにニコニコ笑顔をやさずステキな先生を目指したいと思っております。



保健福祉課(保育士)  
仲宗根 麻理子

# 金武町役場人事異動紹介

金武町役場では、四月一日付で人事異動がありましたので、お知らせします。  
**新採用です。よろしくお祈いします。**

人事異動一覧表(平成18年4月1日付)

NO	氏名	新所属課		旧所属課		NO	氏名	新所属課		旧所属課	
		課名	職名	課名	職名			課名	職名	課名	職名
1	安次富 逸子	総務課	主事(新採用)			17	小橋川 正	学校教育課	給食センター(係長)	住民課	固定資産税係長
2	伊 藝 卓 也	保健福祉課	主事(新採用)			18	仲 田 聡	保健福祉課	保健福祉係長	保健福祉課	保健福祉総括係長
3	仲 田 博	生活環境課	主幹(新採用)			19	安里 絵美利	総務課	主事	学校教育課	主事
4	仲田 留理子	社会教育課(出向)	主事(新採用)			20	新里 夏希	住民課	主事	総務課	主事
5	仲宗根麻理子	保健福祉課	保育士(新採用)			21	渡久地 生子	建設課	主事	水道課	主事
6	知 花 優 子	保健福祉課	保健師(新採用)			22	前 田 恒	住民課	主事	企画課	主事
7	比 嘉 貴 一	総務課	課長補佐(昇任)	総務課	財政係長	23	与那城ソル工	保健福祉課	主査	住民課	主査
8	神元 昭子	浜田保育所	所長(昇任)	並里保育所	主任保育士	24	知念 妙子	並里保育所	主任保育士(昇任)	浜田保育所	保育士
9	与儀 実栄	産業振興課	課長補佐	水道課	課長補佐	25	宮 里 亮	生活環境課	主任	介護保険広域連合	主任
10	仲間 政雄	水道課	課長補佐	農業委員会	課長補佐	26	前田 夏子	住民課	主査	生活環境課	主査
11	小波津 武則	監査事務局	事務局長	総務課	課長補佐	27	長 嶺 郁子	水道課	主査	保健福祉課	主査
12	富山 秋男	総務課	人事・電算係長	学校教育課	給食センター(係長)	28	上 間 江 利	学校教育課(出向)	主事	総務課	主事
13	儀 間 権	総務課	財政係長(昇任)	企画課	主事	29	仲里 雄也	企画課	主事	総務課	主事
14	金城 貴浩	住民課	固定資産税係長	総務課	人事・電算係長	30	金城 明美	総務課	主事	建設課	主事
15	池原 博章	農業委員会	事務局係長(出向)	建設課	建設第2係長	31	伊 芸 健 作	介護保険広域連合	主事	保健福祉課	主事
16	與那城 樹	建設課	建設第2係長(昇任)	建設課	技師						

# 儀武町長、2期目初登庁



▲職員らの祝福を受ける儀武町長

四月十六日任期満了に伴い三月二十八日に告示された金武町長選挙で無投票再選した儀武剛町長が四月十七日、二期目の初登庁し職員らがつくった花道を通り出迎えを受けました。

儀武町長は、職員から花束を受け取り、緊張した面持ちで「本日、二期目の登庁にあたり、こうして皆さんとこれからの四年間、共に町づくりが出来ることを大変うれしく思います。また、今後四年間の町政運営について、町長としての使命と責任の大きさに身の引き締まる思いであり、今後最初心を忘れず全身全霊をもって取り組んでまいります。」と就任あいさつをしました。

# 新一年生、元気に入学

四月十日、町内各小・中学校で入学式が行われました。今年の入学生は、次のとおりです。

- 金武小学校 七十六名
- 中川小学校 十三名
- 嘉芸小学校 二十五名
- 計 百十四名
- 金武中学校 百二十八名

ぴかぴかの新入生たちがすこやかに成長していくよう、町民みんなで見守っていきましょう。



◀中川小学校

平成18年度 新任学校職員一覧

NO	氏名	新任校	職名
1	喜友名 純子	嘉芸小	校長
2	伊 波 一 男	中川小	校長
3	東 原 孝 子	中川小	教諭
4	川上 明美	中川小	教諭
5	島袋 純子	中川小	教諭
6	宮里 恵美子	金武小	教諭
7	島袋 洋	金武小	教諭
8	平山 鈴美	金武小	教諭
9	米須 清之	金武小	教諭
10	屋宜 早和子	金武小	教諭
11	仲村 毅	金武中	教諭
12	野原 さおり	金武中	教諭
13	具志堅 勝司	金武中	教諭
14	新城 由岐子	金武中	教諭
15	徳村 夕子	中川小	養護教諭

▶嘉芸小学校



▶金武中学校



町内各小学校・中学校入学式

# 平成18年度 一般会計 予算総額 61億7,522万2千円

## 一般会計 歳入・歳出の内訳

目的別	出		入				
	科目	金額	構成比	金額	構成比	対前年比	
		千円	%	千円	%	%	
	1 款 議会費	123,449	2.00	1 款 町税	899,840	14.57	3.54
	2 款 総務費	2,003,852	32.45	2 款 地方譲与税	88,167	1.43	△ 1.51
	3 款 民生費	1,211,724	19.62	3 款 利子割交付金	2,215	0.04	44.68
	4 款 衛生費	458,026	7.42	4 款 配当割交付金	1,713	0.03	278.98
	5 款 労働費	17,006	0.28	5 款 株式等譲渡所得割交付金	621	0.01	739.19
	6 款 農林水産業費	644,067	10.43	7 款 地方消費税交付金	76,629	1.24	6.19
	7 款 商工費	32,913	0.53	8 款 自動車取得税交付金	17,253	0.28	14.65
	8 款 土木費	271,596	4.40	9 款 国有提供施設等所在市町村助成交付金	174,898	2.83	4.00
	9 款 消防費	194,914	3.16	10 款 施設等所在市町村調整交付金	277,969	4.50	0.00
	10 款 教育費	767,510	12.43	11 款 地方特例交付金	8,441	0.14	△ 50.54
	11 款 災害復旧費	10	0.00	12 款 地方交付税	1,503,263	24.34	△ 4.08
	12 款 公債費	433,700	7.02	13 款 交通安全対策特別交付金	2,232	0.04	14.46
	13 款 諸支出金	6,455	0.10	14 款 分担金及び負担金	52,657	0.85	7.49
	14 款 予備費	10,000	0.16	15 款 使用料及び手数料	80,387	1.30	0.85
	合計	6,175,222	100.00	16 款 国庫支出金	450,973	7.30	△ 0.69
性質別	人件費	1,430,454	23.16	17 款 県支出金	368,457	5.97	70.93
	物件費	1,310,233	21.22	18 款 財産収入	1,770,264	28.67	0.79
	扶助費	337,997	5.47	19 款 寄附金	1	0.00	0.00
	補助費等	1,605,071	25.99	20 款 繰入金	111,464	1.81	53.78
	公債費	433,700	7.02	21 款 繰越金	1	0.00	0.00
	投資的経費	763,020	12.36	22 款 諸収入	100,892	1.63	△ 56.78
	その他の経費	284,747	4.61	23 款 町債	186,885	3.03	△ 7.30
	予備費	10,000	0.16	歳入合計	6,175,222	100.00	0.53
	合計	6,175,222	100.00				

## 特別会計及び企業会計予算

単位:千円

会計	年度	平成18年度	平成17年度	比較	伸び率(%)
国民健康保険事業特別会計		1,573,250	1,462,743	110,507	7.55
有線放送電話事業特別会計		26,156	27,765	△ 1,609	△ 5.80
老人保健特別会計		1,015,310	1,083,897	△ 68,587	△ 6.33
計		2,614,716	2,574,405	40,311	1.57
水道事業会計(支出)		392,989	397,927	△ 4,938	△ 1.24
屋嘉地区簡易水道事業会計(支出)		34,440	33,098	1,342	4.05
計		427,429	431,025	△ 3,596	△ 0.83

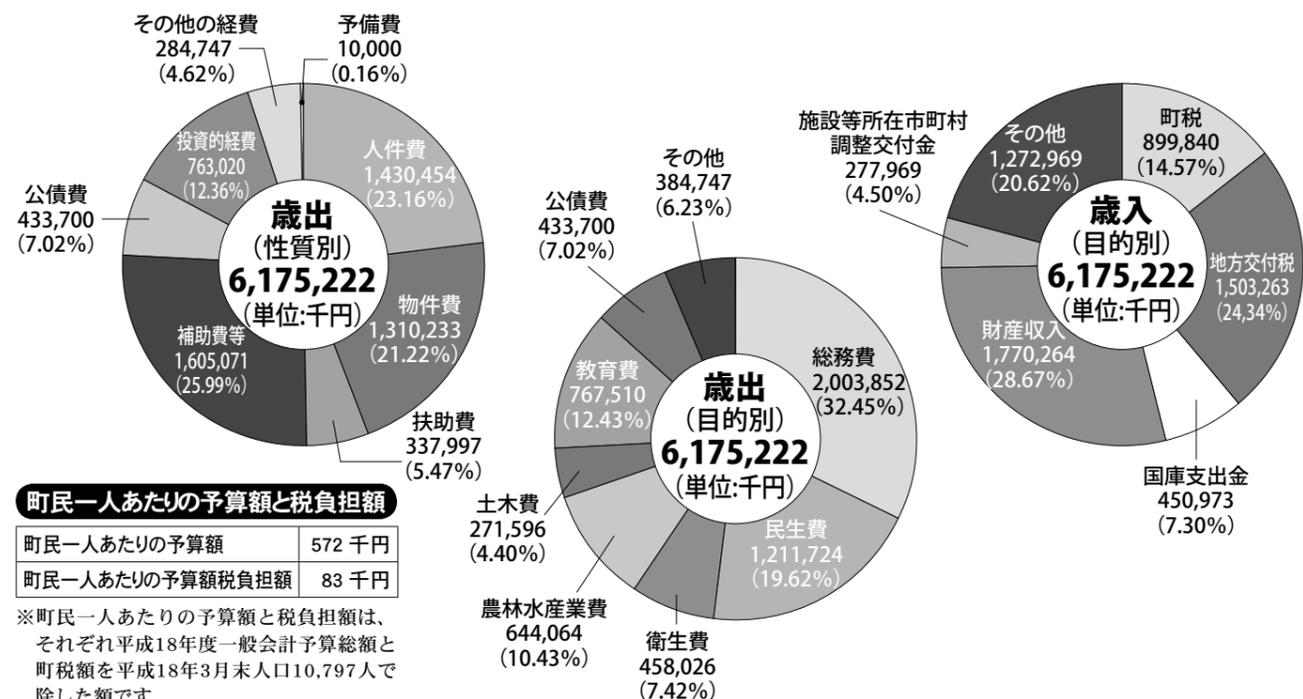
本町の平成十八年度の一般会計予算総額は、六十一億七千五百二十二万二千円で対前年度比〇・五三%（三千二百八十一万円）の増となっております。

歳入で増額となった主なものは、株式等譲渡所得割交付金七百三十九・一九%（五十四万七千円）、配当割交付金二百七十八・九八%（百二十六万一千円）、県支出金七十・九三%（一億五千二百九十九万一千円）、繰入金五十三・七八%（三千八百九十八万二千円）、利子割交付金四十四・六八%（六十八万四千円）であります。また、減額となった主なものは、諸収入△五十六・七八%（△一億三千二百五十四万六千円）、地方特例交付金△五十一・五四%（△八百六十二万四千円）、町債△七・三〇%（△一千四百七十一万五千円）、地方交付税△四・〇八%（△六千三百九十九万五千円）であります。

公債費△一三・三六%（△六千六百八十八万三千円）が減少となっております。投資的経費の事業をみると、ふるさとづくり整備事業（ネイチャーみらい館（仮称）建設工事）、屋嘉地区農業集落排水事業管路工事、特用林産物施設造成工事、町道整備工事などが主な事業であります。今後、補正予算で特用林産物（ぶなしめじ）施設整備事業及び、金武町特産品加工施設整備事業、町道一一一線線改築事業、金武町教育委員会事務所建設工事の事業等を予定しております。

以上のような当初予算編成状況ではありますが、三位一体の改革が推進される中、地方交付税は国の予算総額が対前年度五・九%の減、臨時財政対策債についても九・八%の減となっております。歳出では、物件費、補助費等を抑制し経常経費の削減などに努めております。

地方財政を取り巻く環境は今後もさらに厳しくなることが予想されることから国の地方財政対策、町の財政事業を踏まえ、投資的経費に係る事業を計画的に推進し、安定的な財政運営を目指してまいります。





屋嘉区長 大城 政光氏

# 大城政光氏が就任

## 屋嘉区長選挙

三月二十六日、屋嘉区では任期満了に伴う区長選挙の告示が行われました。その結果、無投票で大城政光氏が屋嘉区長に就任しました。



▶プランターに花を植え付ける参加者のみなさん

# 「信愛の丘」が町内三小学校と社会福祉協議会に寄付金を贈呈



▲中川小へ寄付金の贈呈を行った安谷屋専務理事

三月二十日、介護老人保健施設信愛の丘(住田博彦施設長)では、町内の三小学校に各三十万円、金武町社会福祉協議会五十万円の寄付金を贈呈しました。

同施設は、開設十五周年を迎えるにあたり、地域の子どもたちのスポーツ振興や育成、社会福祉に役立ててほしいというので、寄付金贈呈を行いました。安谷屋和彦専務理事は、「友愛訪問で訪れる子どもたちと楽しそうに会話をしている老人を目の当たりにして、子どもたちの元気な姿を見るのが老人たちの生きがいではないかと感じました。」と今回の寄付に至る経緯を述べました。

# 新開地地域を花いっぱいにする

## 新開地地域美化活動

より良い新開地を目指して地域ぐるみで環境美化を図ろうと新開地地域環境美化活動(主催:金武町商工会・金武町社交飲食業組合)が四月五日、通称中央通り・むつみ通りで行われました。住民や店の経営者三十五人が参加した美化活動では、用意されたプランターにペチュニアやベゴニアなどの鮮やかな花々を植え付け、新開地地域の美化に貢献しました。

# 行政改革大綱

## 行財政集中改革プランを策定

金武町では、行政改革の基本方針を定め、これを積極的に推進する為、金武町行政改革大綱及び金武町行財政集中改革プランを策定し、三月三十一日、町のホームページで公表しました。その概要を紹介いたします。

### 金武町行政改革大綱

少子高齢化社会の到来、情報化、国際化の進展、価値観の多様化等により住民ニーズはますます多様化、高度化するともに、地方分権の拡大、国の三位一体改革等による地方公共団体への事務・事業の委譲や国庫補助金等の縮減、税源移譲等により、地方公共団体の果たす役割はますます重要になっていきます。また、国地方公共団体を通じた厳しい財政状況のなか、地方公共団体の創意工夫により住民福祉の向上を推進していく必要があります。さらに、近年においては住民団体やNPOなどによる公共サービスの提供や住民、各種団体等との協働によるまちづくりが行われるなど、これまでの行政運営のあり方が見直されているところでもあります。

このような状況の中で、今後多様化、高度化する住民ニーズや行政課題に的確に対応するとともに、住民との協働によるまちづくり等を推進し、さらに安定した行財政運営の確立を図るためには、これまでの行政のあり方を見直し、新しい視点にたつて行政改革に取り組んでいくことが必要であります。

- 一 町民の視点に立った行政サービスの推進
- 二 簡素で効率的な行政運営の実現
- 三 健全な財政運営の推進
- 四 行政の公正の確保と透明性の向上
- 五 職員の能力開発・育成による時代の変化への対応
- 六 行政改革大綱の策定・見直し

し、集中改革プランの公表等※行政改革の計画期間平成十八年度から平成二十二年度また、行政改革推進上の主要事項として次ぎの七項目を掲げています。

- 一 行政の担うべき役割の重点化
- 二 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織
- 三 定員管理及び給与の適正化等
- 四 人材育成の推進
- 五 公正の確保と透明性の向上
- 六 電子自治体の推進
- 七 自主性・自律性の高い財政運営の確保

### 金武町行財政集中改革プラン策定及び運用

金武町行財政集中改革プランは、金武町行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、平成十七年度を起点とし、平成二十一年度までの具体的な取組を取りまとめたものです。行政改革大綱の趣旨に沿って、真に実効性のある行政改革を推進するため、町政の重要課題として位置付け強力に推進していくものとします。今後この行財政集中改革

プランを着実に実行し、簡素で効率的な行政運営を推進していくとともに、この集中改革プランの進捗状況について、金武町行政改革推進本部において随時進行管理を行い改善の効果を適正に評価し、町民の立場に立った行政を一層推進するものとします。また、実施項目ごとの状況を勘案しながら適宜見直しを行うこととし、その都度公表を行います。

### 行政改革推進のための主要事項

- 一 行政の担うべき役割の重点化
  - (1) 事務事業の再編・整理廃止・統合
  - (2) 民間委託等の推進
  - (3) 指定管理者制度の活用
  - (4) 地方公営企業(水道事業の健全化)
- 二 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織
  - (1) 事務・事業等について不断に正当性の検証を行い、事務量や重点施策等に応じた適正な職員の配置を行います。
  - (2) 各種委員会、審議会等について、見直しを行います。
- 三 定員管理及び給与の適正化
  - (1) 定員管理の適正化
  - (2) 給与の適正化
  - (3) 定員・給与等の状況の公表
  - (4) 福利厚生事業
- 四 人材育成の推進
  - (1) 人材育成方針の策定
  - (2) 職員評価制度の導入
  - (3) 各種研修への派遣
  - (4) 職員の意識改革
- 五 公正の確保と透明性の向上
  - (1) 行政手続の適正化
  - (2) 情報公開の推進
  - (3) パブリックコメント制度の活用
- 六 電子自治体の推進
  - (1) インターネットの積極的な活用
  - (2) 行政手続のオンライン化の推進
  - (3) 他の団体との広域情報ネットワークの整備
  - (4) 各種情報システムの整備
  - (5) 庁内LANの整備充実
  - (6) データベースの構築
- 七 自主性・自律性の高い財政運営の確保
  - (1) 経費の節減合理化等財政の健全化
  - (2) 補助金等の整理合理化
  - (3) 公共工事

※行政改革大綱・集中改革プランは、町のホームページに全文を掲載しております。

# 自動車税の納期限内納付にご協力をお願いします。

## 自動車税 納めて未来へ LET'S GO !!



5月31日(水)は自動車税の納期限です。

納付場所

■琉球銀行	■沖縄銀行
■沖縄海邦銀行	■コザ信用金庫
■商工会議所那覇支店	■沖縄県農業協同組合
■みずほ銀行	■沖縄県労働金庫

平成18年5月27日(土)、28日(日)は各県税事務所、自動車税事務所、支庁県税課で納めることができます。時間は午前8時30分～午後5時まで

問い合わせ先

自動車税事務所	☎098-879-1627
宮古支庁県税課	☎0980-72-2553
八重山支庁県税課	☎0980-82-3045

### ○新開地整備事業は完了しました

新開地整備事業(工事)の道路工事、照明工事を、平成18年3月20日をもって完了しました。

工事期間中は御協力ありがとうございました。

下記の図面のとおり、中央通り、むつみ通りが一方通行となっています。



### 行政相談員に 津嘉山徳子さんを委嘱

行政相談員は、行政相談委員法に基づき、国の行政運営の改善などに熱意を有する方に対して、総務大臣が委嘱するものです。行政相談委員は、国民が毎日の暮らしの中で感じている国の役所等の仕事について、苦情や意見・要望を直接受付、その解決・実現に努めています。例えば

- 取扱いに納得できない
  - このようにしてほしい
  - どこへ相談してよいかわからない
  - 国の役所の手続きや制度について教えてほしい
- など 相談ごとがありましたら、お気軽にご利用下さい。



行政相談委員に委嘱された  
津嘉山徳子さん

連絡先

NTT (098)968-2517

### 危険物取扱者試験

- \*試験日時：平成18年7月9日(日) 午前10時開始
  - \*試験の種類：甲種、乙種(第1類～6類)、丙種
  - \*試験会場：南部農林高等学校・沖繩国際大学・北部農林高等学校
  - \*受験願書受付期間：平成18年5月29日(月)～6月2日(金)
  - \*受験案内書配布先：各消防本部、宮古支庁総務観光振興課、消防試験研究センター
  - \*受験受付方法：受験願書を消防試験研究センターへ郵送又は直接窓口へ持参
- ☆お問合わせ先：(財)消防試験研究センター沖繩県支部  
〒900-0029 那覇市旭町116-30 TEL 867-5332

### 石綿による健康被害の救済に関する 法律が制定されました

#### ■救済の対象者

労働者又は特別加入者であって石綿にさらされる業務に従事することにより、指定疫病等<sup>\*1</sup>にかかり、これにより死亡した方(以下「死亡労働者等」といいます。)<sup>\*2</sup>の遺族であって、時効<sup>\*3</sup>により労災保険法に基づく遺族補償給付<sup>\*4</sup>の支給を受ける権利が消滅した方です。

#### ※1 指定疫病等とは

指定疫病等とは、中皮種、気管支又は肺の悪性新生物(肺がん)、石綿肺、びまん性胸膜肥厚及び良性石綿胸水とする予定です。

#### ※2 死亡労働者等について

昭和22年9月1日以降に指定疫病等にかかり、これにより、この法律の施行(平成18年3月27日となる予定です。)の前日の5年前の日(平成13年3月26日)までに死亡した方をいいます。

注)平成13年3月27日以降に死亡した労働者(特別加入を含む)の遺族の方については、労働保険法に基づく遺族補償給付の対象となります。遺族補償給付の支給を受ける権利は、※3のとおり、労働者等が亡くなった日の翌日から起算して5年で消滅しますので御注意ください。

#### ※3 時効について

遺族補償給付の支給を受ける権利は、労働者(特別加入者を含む)が亡くなった日の翌日から起算して5年以内請求しない場合には、時効によって消滅します。

#### ※4 労働保険法に基づく遺族補償給付とは

労働者(特別加入者を含む)が業務上の事由による負傷又は疫病により死亡した場合に、その遺族に対して支給されるもの。

#### お問い合わせ先

特別遺族年金又は特別遺族一時金について、さらに詳しく内容をお知りになりたいときは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。また、労災補償の対象とならない方への救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構(0120-389-931)までお問い合わせください。

### 平成18年4月1日から児童手当が拡充されます

#### 拡充の内容

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までから、小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられます。

#### ○平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者の皆様(平成8年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ)

これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きをする必要がありません。上記に該当しない保護者の方で、次の受給資格がある場合は、認定請求の手続きが必要となります。

#### ○平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者の皆様(平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれ)

これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は額改定認定請求の手続きが必要となります。

#### ○これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆様

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。

#### 【認定請求書に必要な添付書類】

- ・印鑑 ・銀行の通帳 ・健康保険証 ・児童の住民票謄本(児童と別居の方で、児童が金武町以外に住んでいる方のみ)
- ・平成17年度児童手当所得証明書(平成17年1月1日以降金武町に転入された方のみ)

※詳しくは、市町村窓口(公務員の方は勤務先)にお問い合わせください。

金武町役場 保健福祉課 NTT 968-3559 有線 8-3559

### 「金武町子育て激励金」について

#### ●内容

「金武町子育て激励金支給制度」は、新たに町民となった出生児がすこやかに成長することを願い、出生児の保護者に対して、経済的な負担の軽減を図り、児童福祉の向上に寄与するものです。

#### ●支給の対象者は?

※平成18年4月1日以降に生まれた赤ちゃんに適用し、かつ下記の条件を満たしている方。

①赤ちゃんを産んだお母さん、またはその赤ちゃんを養育する人(保護者)で、赤ちゃんが誕生した日の90日以上前から金武町に住所を有し、出生後も引き続き赤ちゃんとともに90日以上金武町に住所を有する方です。

②①での該当者と同じ世帯に住む方(全員)に、申請の時点で以下の項目に滞納がないことです。

- ・町税 ・町立幼稚園の保育料及び給食費
- ・介護保険料 ・町立小学校及び中学校の給食費
- ・国民健康保険税 ・水道料
- ・町立保育所の保育料 ・町営住宅の家賃 等

#### ●支給される金額は?

子育て激励金の支給額は、平成18年4月1日以降に生まれた赤ちゃん1人につき10万円です。

#### ●申請のときに必要な書類は?

- ①住民票謄本 ②納税証明書 ③子育て激励金支給申請書
- ④納税等調査のための同意書

※①、②は役場住民課(手数料が出ます)、③、④は保健福祉センターにあります。

#### ●どこへ提出ですか?

金武町総合保健福祉センターにて受け付けています。

#### ●申請の期限はいつまでですか?

赤ちゃんの生まれた日から90日以内(平成18年4月1日以降)に申請してください。

\*詳細については…

金武町総合保健福祉センターまでお問い合わせください。  
NTT 968-5932 有線電話 8-5932

### 「金武町虫歯予防奨励金」について

#### ●内容

「金武町虫歯予防奨励金支給制度」は、健康づくりの基本となる食生活にわたって自分自身の歯で食し、自らの健康管理ができるように、その始まりである幼児の虫歯予防に寄与し、幼少からの健康づくり及び保健活動の推進を図るものです。

#### ●支給の対象者は?

(※平成18年4月1日以降に下記の条件を満たしている方。)

①平成18年4月1日以降に町が実施する3歳児健診において、「これまでに虫歯がない」と診断された児の保護者。

②児とともに3歳児健診日の90日以上前から金武町に住所を有し、3歳児健診後も児とともに90日以上金武町に住所を有している者。

③①、②での該当者と同じ世帯に住む方(全員)に、申請の時点で以下の項目に滞納がないことです。

- ・町税 ・町立幼稚園の保育料及び給食費
- ・介護保険料 ・町立小学校及び中学校の給食費
- ・国民健康保険税 ・水道料
- ・町立保育所の保育料 ・町営住宅の家賃 等

#### ●支給される金額は?

虫歯予防奨励金の支給額は、1人につき3万円です。

#### ●申請のときに必要な書類は?

- ①住民票謄本 ②納税証明書 ③虫歯予防奨励金支給申請書
- ④納税等調査のための同意書

※①、②は役場住民課(手数料が出ます)、③、④は保健福祉センターにあります。

#### ●どこへ提出ですか?

金武町総合保健福祉センターにて受け付けています。

#### ●申請の期限はいつまでですか?

申請期間は、3歳児健診の日から90日以内(平成18年4月1日以降)です。

\*詳細については…

金武町総合保健福祉センターまでお問い合わせください。  
NTT 968-5932 有線電話 8-5932

# 金武町の自然を満喫!

## ——第1回 金武町自然体験まつり開催——

金武町の自然を町内外にアピールしようと、第1回水田と野鳥とマングローブの里「金武町自然体験まつり」が3月19日、福花原億首川河口で行われました。会場となった福花原河口付近では、11の体験コーナーが設けられたほか、億首川に設置されたステージではライブなども行われ、多くの人々で賑わいをみせました。

カヌー体験コーナーでは、係員から説明を受けた後、億首川にカヌーを浮かべ、群生するマングローブを間近で観察していました。



### カヌー体験コーナー

農業体験コーナーでは、町の特産品である田芋の収穫や稲刈りを体験し、参加したみなさんは慣れない手つきながらも収穫を楽しんでいました。



### 農業体験コーナー



エイサー体験コーナーでは、金武区・並里区両青年会のみなさんが、地元のエイサーを体験者のみなさんに身ぶり手ぶり交えながら指導しました。

### エイサー体験コーナー



紅型体験コーナーでは、係員からの説明を受けた後、オリジナルでデザインした紅型に、体験者が筆を使って丁寧に描いていました。

### 紅型体験コーナー

動物ふれあい場では、乗馬体験のほかにヤギなどの動物に触れることができ、訪れた子どもたちの歓声が響いていました。



### 動物ふれあい場

漆喰シーサー体験コーナーでは、屋根瓦を固定する漆喰を使い、体験者オリジナルの手のひらサイズ漆喰シーサーを作り上げていました。



### 漆喰シーサー体験

### 編集後記

取材に向かう途中の信号待ちでの出来事です。二十代前半ぐらいの若い青年が困っているおばあさんを手助けしている場面に遭遇しました。おばあさんは何度もお礼を言っていました。青年は仕事の途中だったようですが、嫌な顔ひとつせず、ずっと笑顔で受け答えをしていました。

金武町は国頭でも不審者の発生率が第二位となっているそうです。簡単に見ず知らずの人にあいさつや声をかけにくくなっているなかで、困った人に手助けができる若い人がいるんだと思うと心が温まりました。

私も取材に一人で行くまでは、前任者に丁寧に引継ぎをしてもらいました。相手の立場になって思いやりをもって人と接することが大事なことなのだ改めて実感しています。

春は出会いの季節です。みなさんも思いやりを持って相手に接することができます。その出会いがもたらす素晴らしいものになるのではないのでしょうか。